

第20号様式記載の手引（その2）

3 税率

(1) 法人税割の税率

⑤又は⑥欄の法人税割の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法人の区分	税率	
	令和元年9月30日以前に開始した事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
「期末現在の資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人」又は「資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除き、人格のない社団等を含む。）」で、⑤（分割前の課税標準となる法人税額）が年2,000万円（半年1,000万円）以下に該当する法人（ただし、法人課税信託の引受けを行うもの又は清算中の法人は除きます。）	9.7 100	6.0 100
上記以外の法人	11.9 100	8.2 100

(2) 均等割の税率

均等割の税率は、次の表の区分によって記載してください。

法人の区分	従業者数	税率（年額）
(1) <ul style="list-style-type: none"> 法人税法第2条第5号に規定されている公共法人で均等割が課税されるもの 地方税法第294条第7項に規定されている公益法人等で均等割が課税されるもの 人格のない社団又は財団で収益事業又は法人課税信託の引受けを行うもの 一般社団法人・一般財団法人（非営利型を除く。） 法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの 		50,000円
(2) 算定期間の末日現在の資本金等の額が1,000万円以下である法人	50人以下 50人超	50,000円 120,000円
(3) 算定期間の末日現在の資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下である法人	50人以下 50人超	130,000円 150,000円
(4) 算定期間の末日現在の資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	50人以下 50人超	160,000円 400,000円
(5) 算定期間の末日現在の資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	50人以下 50人超	410,000円 1,750,000円
(6) 算定期間の末日現在の資本金等の額が50億円を超える法人	50人以下 50人超	410,000円 3,000,000円

注 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額）に無償増資及び無償減資等による欠損てん補を行った金額を調整した金額をいいます。また、調整後の資本金等の額が資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額を資本金等の額とします。

2 「従業者数」とは、区内に有する事務所等又は寮等の従業者（役員を含む。）の数の合計数をいいます。

3 「公益法人等」とは公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型）、一般財団法人（非営利型）、認可地縁団体及び特定非営利活動法人などをいいます。

必要書類の添付のお願い

均等割の税率区分の基準となる資本金等の額について、地方税法第292条第1項第4号の2イに掲げる金額の加算又は減算を行う法人は、次のとおりその事実等を証する書類を添付してください。

- 無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人（地方税法第292条第1項第4号の2イ(1)にあつては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録等）
- 無償減資等による資本の欠損のてん補を行った法人（地方税法第292条第1項第4号の2イ(2)にあつては、資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）
- 剰余金を損失のてん補に充てた法人（地方税法第292条第1項第4号の2イ(3)にあつては、剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）

「還付請求税額」

中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑮の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。

「地方税法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額」

2以上の市町村に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において、第1号様式による届出書に代えようとするときに記載してください。この場合において記載する金額は、⑮の欄に記載した金額と同額になります。

「分割基準」

2以上の市町村に事務所等を有する法人で、本市に徒たる事務所等を有する場合に記載してください。この場合における分割基準とは、法人税額の課税標準の算定期間（以下「算定期間」といいます。）の末日現在における従業者の数をいいます。ただし、次に掲げる事務所等にあつては、それぞれ次に定める従業者の数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。）をいいます。

- 算定期間の中で新設された事務所等
$$\text{算定期間の末日現在の従業者数} \times \frac{\text{新設された日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 算定期間の中で廃止された事務所等
$$\text{廃止された月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$
- 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事務所等
$$\frac{\text{算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数}}{\text{算定期間の月数}}$$

※ 月数の計算は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて記載してください。

※ 本市に主たる事務所等を有する法人は、記載する必要はありません。

「大阪市分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数」

算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者の数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者の数を記載してください。

従業者のうち、アルバイト、パートタイマー、日雇者（以下「アルバイト等」といいます。）については、本市内に有する事務所等ごとに次の方法により算定した数の合計数をもって、当該アルバイト等の数とすることができます。

- 原則として、算定期間の末日を含む直前1月のアルバイト等の総勤務時間数を170で除して得た数値（次の場合は、それぞれの方法により算定した数値）
 - 算定期間の末日が月の中途である場合
$$\frac{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の末日の属する月の初日から算定期間の末日までの日数}}$$
 - 算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日がその算定期間の末日の属する月の中途である場合
$$\frac{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までのアルバイト等の総勤務時間数}}{170} \times \frac{\text{算定期間の末日の属する月の日数}}{\text{算定期間の開始の日又は事務所等が新設された日からその算定期間の末日までの日数}}$$
- (1)の方法に準じて算定期間に属する各月の末日現在におけるアルバイト等の数を算定した場合において、そのアルバイト等の数のうち最大であるものの数値が、そのアルバイト等の数のうち最少であるものの数値に2を乗じて得た数値を超える場合については、(1)の方法に代えて
$$\frac{\text{算定期間に属する各月の末日現在における(1)の方法に準じて算定したアルバイト等の数の合計数}}{\text{算定期間の月数}}$$

によりその数を算定することができます。

この場合における月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、切り上げてください。

- (1)及び(2)において、その算定した数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とします。

※ **本欄に記載する従業者数と上記の「分割基準」に記載すべき従業者数とは異なる場合があります。**

※ **必ず記載してください。**

「⑰の計算」

2以上の区に事務所等又は寮等を有する法人は、次により記載してください。

- 事務所等又は寮等の所在する区ごとに記載してください。
 - 「※区コード」の欄は、記載する必要はありません。
 - 「従業者数」の欄は、算定期間の末日現在における事務所等又は寮等の従業者数を記載してください。なお、新設又は廃止された事務所等にあつても、算定期間の末日現在における従業者数を記載してください。
- ※ **9以上の区に事務所等又は寮等を有する場合は、この欄には記載せず第20号様式別表4の3を添付してください。**

「法人税の期末現在の資本金等の額」

次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載してください。

- 連結申告法人以外の法人（(2)に掲げる法人を除きます。）
 - 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額 法人税の明細書（別表5(1)）の「Ⅱ 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載の金額
 - 保険業法に規定する相互会社 純資産額

「法人税の申告書の種類」

次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を○印で囲んで表示してください。

- 法人税法第2条第36号に規定する青色申告書を提出する法人 「青色」
- その他の申告書を提出する法人 「その他」

「翌期の中間申告の要否」

当該事業年度の当該法人に係る法人税額（当該金額のうちに税額控除超過額相当額の加算額又は特別控除戻税額等がある場合には、当該税額控除超過額相当額等の加算額等を控除した額）を当該事業年度の月数で除し、これに6を乗じて計算した金額が10万円を超える法人（翌期に法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項（同法第72条第1項又は第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。）の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。）は「要」を、その他の法人は「否」を○印で囲んで表示してください。

※ 翌事業年度において通算子法人に該当し、翌事業年度開始の日から地方税法第321条の8第1項又は第2項に規定する6月経過日の前日までの期間の月数（暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とします。）が6以外である場合は、6を当該月数に読み替えて計算します。

「法人税の申告期限の延長の処分の有無」

法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている法人（法人税法第75条の2第8項（同法第144条の8において準用する場合を含みます。）において準用する同法第75条第5項又は同法第75条の2第11項第2号の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。）は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示してください。

「還付を受けようとする金融機関及び支払方法」

銀行振込により還付金の受領を希望する場合は必ず記載してください。

なお、銀行振込によらない場合は、市税事務所から後日支払の通知をします。